

平成29年第3回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成29年 9月 5日
本日の会議 平成29年 9月 8日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
課 長 補 佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

11番 喜々津 英世 議員

12番 山口 憲一郎 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時01分

平成29年第3回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成29年 9月 8日（金）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	
2	50	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	51	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	52	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
5	53	平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総文
6	54	平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総文
7	55	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
8	56	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※産厚
9	57	平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
10	58	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産厚
11	59	平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
12	60	平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
13	61	平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
14	62	平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
15	63	平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
16	64	平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
17	65	平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから、本日の会議を開催いたします。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、河野龍二議員の①長与町平和事業の推進について、②国民健康保険都道府県化の課題について、③学校給食米報道問題についての質問を同時に許します。

14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

おはようございます。早速質問をさせていただきます。私は3つの点で質問をいたします。まず始めに長与町平和事業の推進について質問いたします。7月7日、国連会議において核兵器禁止条約が制定されました。参加国の圧倒的多数による制定でありました。しかし、残念なことに日本政府は会議にすら参加せず、条約制定に否定的であります。被爆者ならびに国民、さらには世界に対して失望を与える対応だったと思います。そこで以下のことを質問いたします。（1）被爆地自治体の長として条約制定に対する町長の期待の考えはありませんか。（2）日本政府に対し、条約批准を求める考えはありませんか。（3）この条約の効力を発揮できる環境を整えるために、これまでにない長与町の平和事業の取り組みの考えはありませんか。

2つ目に国民健康保険都道府県化の課題について質問いたします。平成30年度4月には国民健康保険が県下統一に移行されます。この間、29年4月に長崎県国民健康保険運営協議会が設置され6月には第1回の協議会が開催されております。そして9月には運営方針が示され、12月には運営方針が決定される流れとなっております。このような手続が進められていますが、本町の保険税がどうなるかなど未だ明らかにされていません。そこで以下のことを質問いたします。（1）現在示されている状況で長与町の国民健康保険税はどのようなのでしょうか。（2）長与町における県下統一の課題は何でしょうか。（3）国民健康保険に一般会計からの法定外繰入を行う考えはありませんか。

最後に学校給食米報道問題について質問いたします。平成29年6月1日に報道されたこの問題では、当該議員の行動については特別委員会で結論が出ると思いますが、今後の問題として町の危機管理の体制及び商工会との契約について質問いたします。

（1）危機管理体制では、行政に対する圧力に対し、どのような指導を行っていますか。

（2）業者等の面談及び相談の要請に対し、どう対応していらっしゃいますか。

（3）給食米納入契約は商工会法の違反の疑いがあります。どう対処しますか。

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。今議会の最後の質問者であります河野議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。なお、3番目3点目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは、その他の質問につきましてお答えをしたいと思いますと思っております。初めに1番目1点目の核兵器禁止条約制定に対する町長の期待の考えという御質問でございました。長与町は平成6年に、核兵器の廃絶を願い平和で安全な町宣言というのを行ったところでございます。原爆によって長崎市とともに長与町も凄惨な被害を被ったわけでもございまして、核兵器の脅威をなくし世界平和と人類の恒久的な安全、生存を保持するため、非核三原則を守り、核兵器の速やかな廃絶、紛争と戦争のない世界の実現を強く望むものでございます。国連で採択された核兵器禁止条約も同様の趣旨であると考えております。世界の恒久平和は人類共通の願望でありまして、この核兵器禁止条約により核兵器のない世界の実現を願っておるところでございます。

次に2点目の日本政府に対し、条約批准を求める考え方はないかということでございます。報道等におきまして既に御存じかと思いますが、長与町が加盟します平和首長会議におきまして核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を採択いたしまして、8月23日に田上長崎市長が河野太郎外相と面談をいたしまして、その時、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進するよう、安倍晋三首相宛ての要請文を提出しております。このような長与町単独では難しい取り組みも、より多くの自治体が連携することでさらに実効性のあるものになると考えております。そういう意味で平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会への加盟をしておるところであります。

次に3点目の平和事業への取り組みという御質問でございます。長与町が加盟します平和首長会議におきまして、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求めることを決議をいたしました。政府にも、被爆国として核保有国と非核保有国の橋渡し役として行動を起こし、実効性のある条約となるよう力を尽くしてほしいと求めております。今後とも、長崎市や平和首長会議などと連携しまして、実効性のある取り組みを検討していきたいと思っております。また、町の平和事業におきましては、被爆者の高齢化が進む中、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代へ継承することが我々の責務であり、8月9日にはそういった意味で原爆救援列車の平和モニュメント長与駅前を設置をし、除幕式を執り行ったわけでもございます。今後の被爆体験の継承に役立てるものと思っておるところであります。今後とも戦争や被爆の悲惨な歴史を風化させることがなく、平和の大切さをいかにして継続していくかが重要であり、学校での平和教育や年々盛んになっておりますけれども、平和コンサート、平和のつどいなどを通じまして、若い世代に平和への思いを伝えるとともに平和へのメッセージを発信していきたいと、そのように考えております。

次に2番目の国民健康保険都道府県化の課題についてという御質問でございます。

1点目の長与町の国民健康保険税ということでございますけれども、去る8月21日

に市町国保連携会議が開催をされ、各市町の平成29年度の納付金試算結果が長崎県より示されたところでございます。納付金を算定する際、県で必要な全体額を算出し、次に所得水準と医療費水準を反映させ各市町の納付金を算出をいたします。そして、その額に各市町の保健事業等に係る費用を上乗せした額から市町に交付される特別調整交付金、特定健診負担金等を除いた額が市町の必要額となり、さらに収納率を反映させた額が賦課すべき保険料となるところであります。この考えを持って試算された長与町の平成29年度のモデル保険税は33万7,046円となり、実際の当町の保険税と比較しますと1万854円安い保険税となります。この試算はあくまで平成29年度の結果ですので、平成30年度の試算につきましては平成29年度の医療費給付状況あるいは所得状況によって大きく変わってまいります。具体的には平成30年1月に明らかになる予定ですので、平成30年の第1回議会にて上程させていただくことになると思います。

次に2点目の長与町における県統一化の課題ということでございます。平成28年度から市町連携会議及び作業部会を開催し、県統一化へ向けて協議をしております。今後取り組む必要がある課題はシステムの改修や保険証の統一、特定健診の広域化などがあります。県と協議しながら進めていきたいと、このように考えております。

3点目の法定外繰入の質問でございます。原則一般会計からの国保会計への法定外繰入は考えておりません。理由といたしましては、町民の皆様は現在何らかの健康保険に加入され保険料を納めていただいております。長与町はおよそ8,700人の方が国保に加入され、残りおよそ3万3,000人の方が国保以外の社会保険や共済組合等に加入され、保険料をそれぞれの保険者に支払われておられます。一般会計からの繰入れ、繰出しは公平性に欠け、二重払いに当たると考えております。また、県が示す標準保険税率で課税、収納を行うと基本的に納付金の不足は生じないようになっておりますが、県が示す納付金を収納できなかった場合は、財政安定化基金から借入れることとなりますので、一般会計からの法定外繰入はないものと考えております。

次に3番目1点目の危機管理体制での行政に対する圧力に対しての指導についての御質問でございます。本町の事務事業に関する不当要求行為及び暴力的要求行為に対しましては、組織的な取り組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって事務事業の円滑かつ適正な執行と職員の安全管理を図ることを目的として、長与町不当要求行為等の防止に関する要綱を制定しまして、組織として対応しておるところであります。また、長崎県警察本部の御指導のもと職員の危機管理研修としまして、行政対象暴力等に対する危機管理意識の更なる向上と組織的対応の研修会を実施をしておるところであります。なお、不当要求行為等の対策を統括するために、長与町不当要求行為等対策連絡会議を作っておりまして、関係機関との連絡調整等を行っているところでございます。また、危機管理専門員を配置をしております、行政に対する暴力及び不当要求行為への直接対応や対応する職員への指導、助言及び研修を行い、組織としての対応を日頃から意識して業務に取り組んで頂いております。

続きまして2点目の業者等の面談に対しどう対応してるのかという質問でございます。業者に限らず、自治会をはじめ各種団体や町議会議員の皆様など多くの方々からの面談要請があります。面談の要請があった場合は、秘書広報課で日程、用件をお尋ねし、その内容によっては所管課も同席し面談しているようにしております。相談の要請につきましては、要望書の提出がある場合は各所管課の回答を秘書広報課で取りまとめて文書で回答し、要望書等がない場合はその内容を所管課へ伝え、所管課と協議し対応しているところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

おはようございます。3点目の御質問の学校給食米の納入の問題についてのお答えをさせていただきます。商工会法違反の対処については、長与町が所管する事項ではないと捉えております。しかしながら、給食米の納入に関しての新聞報道につきましては、町民の皆様や議員の皆様にご心配、御迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。対処すべき点につきましては、昨日もお話ししましたが、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会の結果を受けて、今年度においては西彼杵商工会との契約の確認と必要に応じた見直し、並びに次年度からの契約については検討及び準備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

まずは通告してましたけども、昨日もこの学校給食米の関係の質疑が同僚議員から行われて、そこでちょっと副町長の答弁もありまして、少し確認したいと思っております。まずは大変申し訳ないんですけど、学校給食米報道の問題について先に質問をさせていただきたいと思っております。とりあえず、学校給食米報道の通告に従って質問させていただきますけども、まずは危機管理体制と業者との面談については了解いたしました。この点についても後で触れるかと思いますが、商工会と教育委員会の契約についてですけども、この商工会法に違反してるかどうかというのは町が関知することではないということでありました。しかし法にやはり抵触してるかどうかというところは、仮に抵触してれば、そもそも契約そのものが成り立たないと私は思うんです。そういう意味では商工会法にこの契約が抵触してるかどうかというのは調査すべきではないかと思うんですけども、その辺については確認もされておられませんか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員お尋ねの商工会法に抵触してるかどうかという確認は商工会の方にはしておりま

せん。ただ、今現在、調査特別委員会が行っていただいておりますので、その結果をもって商工会と話し合いを持つ準備だけは向こうの方と連絡を取らせていただいて準備してるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この問題は特別委員会の中でも教育委員会の方に法に抵触してるとは思いませんかと私はお聞きした経緯があると思うんですよ。何度も言うんですけども、法に仮に抵触していたならば私は契約そのものが成り立たないと思うんです。そうすると、今の状況の契約というのができないわけですから、そこはやはり確認すべきところではないのかなと思うんですけども、その確認、特別委員会の結果が出てからじゃなくて、やはりその部分は何事も法に基づいて仕事をしなければならない皆さん方でしょうから、そういう疑義が出た場合は確認する必要はないんですか。他の契約でもそういうふうに、これちょっと問題だなんて思う時には、何も調査をしないのかなとちょっとこの疑問を感じるんですけども、いや、そのしなくていいと思った判断というのは、特別委員会の結果が出てからやろうという考えだったのかですね、そこ再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

商工会法に抵触するかどうかというのは、やはり商工会と会員の方との間の問題であって、それを私どもが判断できない部分がありますので、議員言われるようにお聞きすべきじゃないかということなんでしょうけども、実際今そういう形で問題になって、議員の皆様方から特別調査特別委員会を設立していただいて協議をしていただいていることもありますので、それも踏まえて協議をしてみたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非、商工会法に抵触するかどうかというところは確認すべきだと思います。それでこの部分で、ちょっとその経緯をお伺いしたいと思うんですけども、特別委員会の中では平成18年か平成19年両者の意見が出て、それぐらいから商工会との契約が始まったというふうに説明がありました。じゃあ10年前は米はどこから納入をされていたのか、そこはお分かりになりますか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

特別委員会の時に御説明をさせていただいたように10年前の書類等が残っていないも

のですから、その分は確認ができませんということで御説明を申し上げたと記憶しております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私の記憶違いかもしれませんが、その件はちょっと出てないんじゃないかなど。契約が始まった経緯を聞いたことはあるんですけども、その時には契約がなぜ始まったかよく分からないという形だったと思うんですけども。学校給食は昭和の時代から多分されてると思いますんで、恐らくその前までは商工会との契約はなくて、考えられるのは県の学校給食会ですかね。あそこが大体食材をいろいろ配分されると。そこから納入が始まって、説明の中であった地場、地元商業の育成という部分で、ああいう契約をされたのかなと思うんですけども、そういう意味ではここに限らずいろんな納入方法があったと思いますんで、私はやっぱり今の段階でどうするかと。商工会との契約の問題もありますし、こういう問題が起きた中ではやっぱり明確に町民の皆さんが誰でもはっきり分かるような、やっぱりその納入方法をやるべきだと思います。それを今後協議していくということで、結論が出てからということでしょうけども、そういう考えでいらっしゃるのかですね、やはりその限定したここだけの米の納入ではなくて、しかも随意ではない、やっぱりちゃんと入札もとるかどうかも含めて、そういう検討をされようとしてるのか、そこだけ確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員がおっしゃるように、今後のやり方としましては、先ほどお話出ました学校給食会との契約というのも1つの手段だと思いますけども、私どもといたしましては、やはり地場のもの、できるだけ長与町から採れるもの、野菜にしても米にしても、そういうものが基本的になろうかと思えます。それでそういう形のものを基本的に置いて、今後の見直しをしてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そこも大事だと思います。そこも含めて、やはり町内の米屋で納入ができる条件があるところは、やはり納入可能な指定業者にしていくというふうなところを考えてらっしゃるのか、そこも再度確認させていただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

そういう形でやっていきたいと思います。現在も米だけじゃなくて、今までずっと納入をされた業者には毎年、今年度もお願いしますという形で文書を出します。また商工会の方にも同じような文書を出して、もし会員の皆様に給食納入の方にお手伝いいただけるような業者がいらっしゃったら、御紹介をして下さいという形で、今現在もそういう形で幅広く皆さんに参加していただくような形をとらせていただいております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そういう意味では、他の食材についてはそういう取組をされてたということで、やはりこの給食米だけがいろいろお話を聞いても、何でこういう形になったのかという疑問が残るような形だったんで、それをぜひ改善していただきたいと思います。そこで、昨日の同僚議員の一般質問の中で副町長が答えられた教育委員会に副町長が言って、そういう言葉がいいかどうか、圧力を掛けたというふうな形の中で、その中で副町長が、要約してみますと、教育委員会から単価の要請があったというふうに答えられましたよね。その要請をしたんだということで、だから教育委員会に副町長からこうやったらどうかというふうな、そういう圧力を掛けたんじゃないかと、教育委員会から副町長にお願いがあったから自分は答えたんだという答え方だったのか、そこをもう一度確認、実はこれはなかなか今回の委員会を遡って見てみますと、そういうところというのはあまり出てこないですよ。ですから、もう一度そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

昨日お答えしましたとおり、5月云々の前の段階で、まず1番最初の契約を結ぶ段階での納入単価につきまして、昨年度よりちょっと上がってきたものですから、昨年度並みに納得させていただけないかということで教育委員会の方から要請がありまして、提示された金額を何とか今年も去年と同じ単価でもらえんかというお願いをしまして、それまで教育委員会がかなり話をされて、納得されてなかったんですけども、何とか私のところをお願いをして、納得していただいて4月からの契約に繋がったという経過でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

分かりました。ですからそれは4月前、いわゆる契約前の段階ですね。ただ全員協議会なんかの資料ですと、その時に契約前のところで確かに交渉の話があるんですね。しかし、ここでは値上げはしないと、やりとりの中で議員が言ったとなっておりますけども、この流れですよ、極端に言えばその契約の。この後、また会って今まで掲示した金額

より下げましょうという話になったわけですかね。いいですか。確かにいろいろ出てきて、読んでみますと、教育委員会から単価の見直しを申し入れられたということで、米の価格が上がって納入単価の見直しを教育委員会に申し入れたと、金額はこれになりますよということで、それが認められなくて価格を上げるのであれば、他から米を納品すると言われたと、議員がこの証言してるんですよ。で、納品すると連絡を受けたと。それでは契約が違いますよと、今までの契約と。ということでその後、副町長とも話をしたと。交渉の中で値上げをするならば自炊校どこか1つを農協にする案も出たと。しかし値上げはいたしませんというふうなことで、両者納得のもと話し合いは終わりましたということで、ここ値下げというか、もう提示した金額は下げませんと議員は言われてるんですけど、その後下がったんですか、ちょっとそこだけ確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

米の納入単価に関しましては、契約以前のお話をずっとさせていただいて、最終的には契約に至る時には当初いただいた見積りよりも、前年度の金額に下げさせていただいて契約をさせていただくということになっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

分かりました。そこら辺がちょっと抜けてると思います。ただ、そこで、昨日は副町長は教育委員会に対しても、そういう圧力という形でなったわけではないと。元々そういうふうな米の単価を協議してくれんかという形で相談も受けてたということですけど、それはあくまでもいわゆる先ほど副町長も言われました契約前の話であって、問題なのは6月の発注をどうしようかというか、3月議会で地場産の活用をというふうな提案をされたら、それを受けて6月は地場産月間としてJAからお米を入れましょうと、教育委員会はそれを決定したわけです。決定したんですよ。しかしその後、いやいやそれでは困るということで何度か相談に来られて、で、5月の12日に副町長とお会いして、それが困ると。何とか調整できないか。というのは、これはやっぱりちょっと違うと思いますよ。前段の価格を相談した部分と、納入方法が変わると、それはおかしいと。それは変更できんかというのは、やっぱり副町長すべきではない行動だったと思いませんか。そこを再度確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

その件につきましては、私としましては、契約書の中にないことでして、それにつきましては双方協議の上決めるという条項がございますので、それに基づいて、私は調停

云々とかじゃなくて、その契約書の中にちゃんと謳ってないことでしたので、協議をさせていただいたということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

大事なのは、じゃあ教育委員会のこれまでの6月の納入は契約違反だというふうに、副町長は捉えてるんですか。そこをお伺いしたい。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

違反ということじゃなくて、そういうところにつきましては協議をしましょうという条項がありますので、それで協議をしたという認識でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

契約の中身もいろいろありますけどね。そもそも総量を契約してるわけで、10キロ幾らですね。教育委員会はそのことを十分承知で6月の地場産月間だということで、6月は今まで納入してもらった所より、地場の産業から納入してもらいましょうというふうに、それを決めたわけです。教育委員会、それ決定したんです。決定したから、共同調理場、あそこはJAに発注したわけです。その変更を求めたというのは、副町長の、やっぱり越権行為だと思いませんか。私はそう思うんですけども。やっぱり一旦決めたことを、言われることは分かります。協議は十分してないと。ただその間、議員は教育委員会にどういうことかと尋ねて了承もしてるんです、一度は。分かったと、そういうふうな内容ならばと。にもかかわらず、その後副町長にお会いしてそれが変更された。それは教育委員会に対して変更を求めたということでは、これは越権行為だと思えますけども、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

副町長からの協議事項というのは、私どもといたしましては、最初の契約書だけを見ると単価契約だという認識があったものですから、6月11月というのは地場産のJA関係を納入しようと思いました。副町長からの協議の内容というのが、やはり単価を設定する段階において、ある程度の米の搬入というんですか、納入するために、それによって単価の決定をされてるだろうと。そういうことであれば、何もかもゼロにしてしまうのは、何か協議が必要じゃないだろうかということで協議をさせていただいて、キロ数は変えずに月数だけを変えて納入をさせていただいているのが結論でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっとそこら辺が、それは教育委員会が米をどこから納入するかと、学校給食はどこから納入するかというところ。ただ、不思議なのは6月が地場月間だと、じゃあなんで6、7月まで渡るのかという部分ですたいね。それは、6月に発注をした農協に対して、JAに対してそういう迷惑を掛けちゃいかんと、取ってるからというふうな部分だと思んですけども、じゃあ元々教育委員会は最初に決めた段階でこれはおかしかったと、こういう決め方だというふうに判断をされたんですか。そのもっと前でするべきじゃなかったのかなと、何度も議員が対応してる中で。その間は、いや6月はということとでそういうふうにしてるわけです。で一度は説明をして議員から了承をもらってる。そこでまた副町長が出てきて、どうかというふうなことで変わってるという、これはやっぱり極端に言えば、圧力で変わったとしか思えないんです。その辺どう説明されますか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

協議の段階で、私どもが1番最初に御了解いただいた後に協議をいただいた分で分かったのは、年間の確保というのが私どもは認識が薄かったと思うんです。単価を設定するためある程度のお米の納入を確保してるんだよと、そういうものの認識が少ないとか単価契約だとばかり私ども認識してたもんですから、それをお聞きした時点で、それではやはり御商売をされてる方にご迷惑をお掛けするという事で、今回の変更に至ったわけでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

最初聞いた時から、今改めて聞くとよく分からなくなってくるんです。最初聞いた時はそういうふうに契約があるけども、僕は委員会の中で聞きました。じゃあ、これ変えたら契約違反になるのかと。そうじゃないって。10キロくらいで納めてもらってると。じゃあ、業者としてもどれくらい来るか分からないわけです。そういう判断をしとかんばいかんわけです。極端に言えば、もしかしたら0かもしれないという判断をせんば、それはあり得んかもしれませんけども。だから、それは業者の問題であって契約違反ではないと、だから6月はこうしたいんだと、それを進めようとしているんな抗議を受けて、それが変わったというのは、やはりこれはいろいろ理由を説明されますけども、全く私は理解できない。帳じり合わせみたいな、そういう話にしかならないと思います。そしたら副町長にさっきお聞きしましたけども、教育委員会がやってた仕事というのは間違ってたという判断なのか。そこを訂正させたわけですよ、極端に言えば6月の契

約そのものを。教育委員会がやってる仕事、1回決定した仕事をこれは誤りですよというふうな感覚でその変更求めたのか、そこをもう一度伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

私が、米屋が来られて、その時には先ほど帯田次長が言いましたように数量は規定はないんですけども、単価を出すために一定の数量が必要だろうということで、年間通して一定の数量を確保できるやろうねということで、一定確保できますよということで、その時点で終わってしまったんです。それを調理場が農協に発注した云々というのは、私は全くその件については知らなかったわけです。そこで年間の一定数量確保できるのであれば何もないんですけども、ただそれだけのことで、私はここにも数量と書いて、数量というのは学校、台風があったりして休校になったりとかいろんな時で数違いますから、きちっと決められないというのは理解しますので、年間、先ほども言いましたように一定の単価契約ですね、単価を出すためにはある一定の数量が必要じゃないかと、それぐらいは確保して下さいよと5月12日にそういうふうと言って、その後は教育委員会の方でやったことですので、私がそこにどうこうということではございません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

いや、5月12日後、副町長は教育委員会に変更できないかという相談をしてるわけです。してますよね。これは、副町長もそういうふうの説明されましたよね。そういうふうには教育委員会に、で変わってるんですよね。その後、ですね。もう1回確認、そういうふうは何もしてないと、副町長はお話を聞いただけではないでしょう。副町長、ちょっとややこしくなってるんですけども、そういうふうには言ってるんですよね。言ったから変わってるんですよね。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長

○副町長（鈴木典秀君）

ですから12日の時点で年間の数量は確保していただきたいということだけです。その後、そこで私はそのままでもいいのかなと思ってたところが、16日に農協に発注してしもうととさ、という言い方はされました、教育委員会から。間違いやったらキャンセルできるんじゃないかねという話をしたんですけども、口頭であっても契約は成立しますので当然農協の了解が得られないと、私が言ったからといってキャンセルできるものでもございません。結果としまして2,080キロですか、その分というのは納入月が6月だけじゃなくて、6、7に変わったと。そういうところは全て教育委員会で行っておりますので、私はどのような協議をされたのかは、そこまでは関知していません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

教育委員会の協議の問題じゃなくて、5月12日に当該議員が尋ねてきて副町長に相談をして、その後変わってるんです。それというのは、やはりどう考えてもその議員の圧力があって、それによって教育委員会がやろうとしたことが変更されたということなんで、これはやはり、私たちの政治倫理条例からすると反してますし、教育長もすべき行動ではなかったと思います。でも、これだけではちょっとあれですんで、昨日も帯田次長が言われたその圧力はなかったと考えてると答えられたのは、それは副町長が教育委員会に対して圧力がなかったと、そういう答弁でよろしいですかね。この間、委員会の中では新聞報道にもありますように、議員の圧力がなかったかといえば嘘になるというふうな、それはテープで確認して、そういう発言があったと言われてましたし、委員会の中で議員のそういう抗議がなければ6月の発注がそのままだったのかと言ったら、そうだと答えられましたんで、この部分については一定やはり議員からの圧力があったという認識があるというふうに思うんです。ですから昨日の答弁では、副町長の教育委員会に対する圧力はなかったという形で答えられたのかです。再度そこをお願いしたい。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

昨日の堤議員の御質問の際には、副町長から私どもに圧力があつたのではないかというふうに、質問の趣旨を私はそういうふうに考えましたので、副町長からの圧力はございませんでしたということでお答えをさせていただきました。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

他の質問もありますので消化不良ですけども、あと2、3点聞いてこの問題は終わりたいと思います。1つは、やはり今度の問題、あまり問題視してないような状況もありますけど、特に副町長は我々の説明の時に議員だからという形で対応したわけではないと新聞報道にもありました。しかしこの間の流れを見ると、やはり議員だから会えてる状況なんですよね。先ほど言われました危機管理の状況でもやはり組織として会う、業者が来た場合、組織として会う、そういうふうな対応をされてますし、この間、当該議員と副町長が個別で会ったというのは、やっぱり議員は個人で行ったと言ってますから、あくまでも業者の代表で行ってるわけです。そこで個別で会ったというのはこの危機管理の状況からすると、やっぱりちゃんと対応できてないわけですよ。やっぱりそこは副町長は議員だから面談したというのは間違いはないんですよね。だから、ここはやはり今後の問題として、これ恐らく職員の皆さんはいろんなところで庁舎内だけではなく、業

者の方だとか、例えば議員だとか、いろんな話があると思います。そういう時に、こういう副町長が対応していると皆さんはどう対応していいか分からなくなってしまいます。これはやっぱり反省すべきことではないですか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

当該議員の方と店の方、お2人が来られました。それで内容としましては、この契約内容にちょっと疑義があるから協議をさせて下さいということでしたので、それについて協議をしたということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○副町長（鈴木典秀君）

それであっても組織で対応しないといけないんですよ。それがこの危機管理の中で謳われてるんじゃないんですか。そういうことをしていると、じゃあ他の職員の方が仮にそういう場面に出くわした時に、副町長に相談しにいった時にどうしますか。それは会ってちゃんと話しなさいとなりますか。この危機管理体制でちゃんと対応しなさいと、あなた言われるんじゃないですか。そうすると、あなたはやっぱりこの対応は間違ってるわけです。議員だから会ってるわけです。そこ間違いないですよ。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

議員だからということはないということだけ申します。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この議論も続けてても全く平行線だと思いますけども、再度やはり私は、町長この間、発言ないですけども、この問題については。私は、やはり皆さんのこの危機管理の問題でも、やっぱり職員の安全を守ると。きちっとした職に対する誇りもやっぱり守ってやらないといけないんですよ。自分が進めようとしている事業だとか政策だとかというのをいろんな圧力で変えられたら職員はたまったもんじゃないんです。それを最後にやはり守ってやるという姿勢に立たなければならぬのは、副町長と町長じゃないですか。そこがこんな対応してたら職員は安心して仕事できないですよ。これはやっぱり反省すべきだと思います。再度、反省の気持ちはないですか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先ほどから何回も言うておられますけども、議員だからという対応を私はいたしておりません。反省云々じゃなくて、議員じゃなくても他の方からもそういう苦情を言うてきたりしますけども、その時も所管とは電話連絡を取りながら協議を進めております。ただ同席してなかっただけで、所管の次長ともこういうふうなことで協議に来られてるよということで、次長とも協議しながら対応したことであって、あくまで私は議員であろうと一般人であろうと同じような対応をしたんじゃないか、その1人でしたというのはちょっとまずかったかなというところは反省すべき点かもしれませんが、先ほどから何回も言うてますように、私は議員だからどうだからという感覚で対応した覚えはございません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

やはりそこは少し改めていただきたいと思います。何度も言いますけども、同じ職員の皆さんが同じ場面に出くわした時に、じゃ議員だからじゃない、個人だから対応したと、それではやっぱり仕事できないですよ。やっぱり本当にあなた方が最後の頼りなんですから、ここで町長にちょっと他の首長の逸話も含めて、お話を最後に聞きたいと思うんですけども、ある自治体ではいろんな問題で圧力がかかってて、なかなかその職員もまともに仕事ができないという状況があった自治体が、もうこれ私聞いたのは20年数年前だったと思うんですけども、首長になり手もなかなかいなかったというところで、そこで、いよいよその圧力に屈しない方が首長になられたと。首長になった時に職員を前にしてどういう話をしたかと。いろんな圧力があるけども、そういう問題が来た時に、自分のところに言ってこいと、全て言ってこいと、自分が前面に出て対応してやるという訓話を話されたそうです。職員の皆さんを前にして。職員の皆さんは、もう本当に大拍手でその町長の就任を喜んだというんですよ。最後はやっぱりそこなんです。もう本当に町長、首長が、そういういろんな圧力に対して俺たちが盾になってやるという気持ちで持ってもらわないと、こういういろんな問題が圧力を、これだけじゃないと思います。これだけじゃないというとおかしいですけども、恐らくいろんなところで圧力があつたりだとか、そういうお願いがあつたりだとかいう部分があると思います。そこで職員の皆さんは、そこに公務員としての自覚としていろんな意味で頑張ってると思います。しかし、今回のようなこういう対応がなされると本当に安心して仕事ができないと思います。町長。この問題で、やはり何らかの反省とけじめが必要ではないかと私思いますけども、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

こういった形で皆さん方の御意見が出てるということは非常に残念でなりませんし、

またこういったことは、今後あってはいけないなというふうには思っております。ただ私は、毎日毎日多くの方々とお会いするわけです。そのためにこの所管というのがあって、いろんな形での対応をしていただくわけでありますけども、その中で、私はいつも部課長の中でいつも言ってますのは、こういったものを1番食い止める方法は何かと言うとコミュニケーションだよということをいつも言っています。だから、私も部課長とのコミュニケーションは密にしております。だから部課長も担当者とのコミュニケーションを密にしていると思います。こういったいろんな問題があった時に、まず何が問題かということをもっと話し合いの中からその問題を見つけていく、そして誰がどう対応するかということを決めていく、そして最終的にはじゃあ、こういったところで落としどころをつけていくかということを決めていく、そういったものをしながら今長与町は運営をしております。したがって、秘書広報課のところの対応のところでも私述べましたけれども、秘書広報課の方でいろんな形でまずファースト面談というのをいたします。その中から、どういう形でこれをどうしていくかということもございます。だから、ケースバイケースによって、今、副町長言いましたけども、ケースバイケースによって、ひょっとしたら、これは漏れてた部分もあったかもしれませんが、基本的には、そういった対応の仕方もやっていこうという形で、日頃我々もやっておりますので、そういったところの認識は持ってやっておりますし、また今後とも、そういう気持ちでやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もう二度と、こうした新聞報道になるようなことが起きてはならないんですよ。やっぱり今回の反省がないと同じようなことが繰り返される可能性もありますし、そこを改めて、もう一度行政の中で、先ほど、けじめと反省という部分がまだまだ町長からいただいただけんですけども、前段反省の部分はちょっと出ましたけども、何らかのけじめが必要だと思いますんで、この問題、私も今回限りにしようかなと思ったんですけども、やはり引き続きまだまだ疑義が残りますんで、いつかの段階で取り上げたいと思います。時間もないので他の質問に変えさせていただきます。

核兵器廃絶問題ですけども、これについては町長もいろいろと見解もいただきました。市町会議等々で取り組んでいきたいというふうな形で答弁されました。そこで、僕はやはり新たな平和事業という形で提案したいのは、やはりこの間8月中に役場のロビーで署名を集めたように、被爆者国際署名だと思います。これに町長も呼応して署名をされて住民の皆さんに署名を訴えたみたいですけども、インターネットを見ますと、そこでいただいたのが44筆ぐらいでしたかね、そういう状況だったと思います。ただこの被爆者国際署名のこの思いと目的と、達成する決意というのは、並々ならぬ課題だと思いますし、私はこうした被爆者達の訴えが今回の条約制定にも結びついたらと思います

んで、それで他の自治体をいろいろ見てみますと、県内の自治体では各施設に署名を置いて取り組んでると。自治会にお願いしたりとか、あと大村市では、市長も街頭に出て署名活動すると言われております。インターネットを見ますと宮崎市からも2,000筆でしたかそういう署名が集まってるということで、こういう運動が、今政府がなかなか動かないという形では、市民の声だと思ふんです。国民の声がなってほしいというのが政府に届く声だと思ふんです、それがやはりその数ではないかなと思ふんです、改めてこの被爆者国際署名をどういう形で取り組むかは検討していただきたいと思ふんですけども、改めて何らかの形で取り組むお考えがないか、お伺いしたいと思ふます。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回、この被爆者国際署名ですか、ロビーの方で署名の場所を設けさせていただきましたけど、その前にもうちの方で役場の方でも、職員の方にこの署名お願いいたしましたけど、959筆集まったところでございます。またこの後、まだこの署名は続くということでございますので、できれば期間を設けて署名の方をさせていただければと思ふます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ぜひ、いろんなところでそういう先ほど町長の思いも言われました。そういう思いがやはり住民の皆さんに届くような取り組みをしていただきたいと思ふます。次にもう時間もありませんけども、国民健康保険の統一化について質問させていただきます。統一によって、保険税は今のところ少し下がるというところで、30年度の試算になるとちょっと分からないというところですけども、少しでも保険税が下がる部分については歓迎したいと思ふます。ただやはり今後、保険税は先々県下統一化される可能性もありますし、そういうところが出てくると、やはり負担というのは当然ながら加入者に掛かかってきます。そこで何度も言いますが、一般会計からの繰入は考えてない話をされます。私はこの道筋を作っておくべきではないかと思ふんです。先ほど、納付金が足らなければ県の基金から借入れることが可能だと言われましたけども、これも借入ですから、当然借入れることで、その返済に回るのは加入者の税負担になってきますんで、ここがやはり何度もお伺いします。で何度も同じ答えなんですけども、全国的にはやっぱり3,000億でしたか。3,055億ぐらいの、これは平成25年でしたかね、の一般会計の繰入れをされてるわけです。本当に長崎県は、そういう意味では一般会計の繰入れが進んでない自治体なんです。ですから、ここはやはり県下でも一般会計繰入れしてる自治体もありますし、そういう意味ではその条件といいますか、できる環境といいますか、これは整えておくべきではないかと。他の皆さんからの苦情が出ると言われますけども、出ればこれ他の自治体もできないわけです。やっぱりやれてるというのは、

その社会保障という全体でカバーするという意味での形でやれてるわけですから、ぜひその道筋を作っていただきたいと思いますので、同じ答えなのかもしれませんが、検討できないか再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

それでは、お答えをさせていただきます。現在、長与町では法定外の一般財源の繰入れは行っておりません。赤字になりますと、27年度には繰上充用を行い、それ以前には基金を積立てておりまして、それを利用しておりました。今回の県の国民健康保険の運営方針によりますと、解消すべき赤字、これ以降赤字という表現じゃなくて納付金の不足という表現をさせていただきますが、これは決算補填を目的とした一般財源の法定外繰入れと決算補填等を利用した繰上充用だけと、県の方では定義をされております。よって、長与町においてもこの納付金の不足が発生した場合は、一般財源の法定外の繰入れは行わず、県が設置する財政安定化基金の貸付を活用し、翌年度以降足らなかった分は保険税に補填を計画的にしていくということになると思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

これ、なくなると本当に大変な状況だと思いますので、ぜひ検討課題としていただきたいということを申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議案第50号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第50号についてお伺いします。在宅医療介護連携推進協議会、長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会、いずれも介護保険等々に関わる部分なんですが、審査が総務文教委員会で行われるという状況の中で伺いたいと思います。まず在宅医療介護連携推進協議会ですけども、概ねここに書いてある事業を行う予定でしょうが、20人以上ということで、どういう構成でこうした協議会を作られるのか。そこそこここに書いて

あるように各分野による多職種間の連携という形でありますので、職種も含めて答弁をいただきたいと思います。それと長与町認知症初期集中支援チームですけれども、これもチームの課題抽出と検証というふうになりますけれども、この課題抽出、どういうふうな形で、こういうものが課題だというふうな形でやろうと考えているのかですね。というのも、先日、我々委員会は埼玉県のと光市に視察をさせていただいた時に、ここはこうした課題を抽出するのにアンケートを全ての対象者、ですから65歳以上のアンケートを取って、何が課題なのかという所を取り上げて、その課題に向けて問題解決を図ろうというふうな事業を取り組んでました。そういう課題抽出の仕方をされる予定があるのかですね。もう1つ、関係機関及び地域というふうな言葉が入っております。この地域というのが自治会なのか。地域との連携という形では、どういう形でこの自治会と連携をしていこうという考えがあるのかですね、3つをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

1点目の御質問でございますが、協議会の委員20名としております。内訳としましては医療機関、介護関係者、関係行政機関、それと学識経験を有する者、住民代表と町の関係部局等を挙げております。多職種ということでございますが、医療関係者につきましても、医師をはじめ歯科医、看護師等ございますので、そういった方々。介護関係者も、施設職員もおりますし、ケアマネジャーという職種もありますので、その他、作業療法士や理学療法士等も資格を有する方がいますので、そういった方々の多職種連携ということで、今回協議会の方の附属機関ということで上げております。

2点目の認知症初期集中支援チームでございますが、これにつきましては現在初期集中支援チーム自体が立ち上がってございませんので、まずそういった検討を始める前のこういった職種の方が必要かということから議題に入りたいと考えておりますので、今回、補正をお願いしてる分の準備会を立ち上げまして、そこで医師等、介護関係者等を、とりあえず任意で抽出いたしまして、協議をお願いしまして、まずは、こういった方々が認知症集中に当たる為には必要かという人選から入っていきたいと思っております。その後、初期集中支援チームを立ち上げた段階で、検討課題、長与町での方向性を示す部分も協議を重ねていきたいと思っておりますので、今現在、まだ立ち上がってない段階ですので、具体的な内容についてはちょっと分かりかねます。

次に在宅にしる、初期集中支援チームにしる、地域というのが課題になってくるかと思っておりますけれども、今現在、委員につきましては、住民代表ということで民生委員の方、それとコミュニティ関係の事務局長、そちらの方にコミュニティを中心とした啓発等もございますので、そういった方々をまず、会議に参加いただきまして、自治会とコミュニティを含めて協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

まだこれからということですが、その課題の抽出方法というのもこれから検討していくというふうな形によろしいのか、そこが1つと。その地域との連携の部分で、今サロンだとかいろんな取り組みをやられてる地域もありますけども、全ての自治会、出来ている訳では無い訳です。こういう課題が出てきた時に、体制が出来ている地域とない地域とあると思うんですよね。こういう場合にどういうふうな対応をされていくのか。もう単純に地域というふうな形で呼びかけられても、なかなか答えられない部分があると思うんですけども、これについても今後、検討されていくという話なのかなと思います。何か具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先程の課題でございますが、これにつきましては、今現在4月から地域包括ケアコーディネーターということで、認知症関係の講座とか住民に出向いて地域との橋渡しをしてる訳でございますが、そういった方々も当然入りますので、そういった方の地元の声等含めまして、今後課題については検討していきたいと考えております。

それから地域でございますが、地域包括ケアシステムの推進の為にケア会議等の設立が問題になってるんですけども、今の想定ではコミュニティ単位をケア会議の問題抽出等を含めた会議の場ということで出来ないかなと模索してる段階ですけども、そういった会議に積極的にコーディネーター等の参加をしまして、地域の課題を吸い上げるということの方向性で、今、出来ないものかと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第50号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に日程第3、議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第51号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に日程第4、議案第52号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第52号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第5、議案第53号平成29年度長与町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ちょっと2、3点、お聞きいたします。予算書の説明書の中の13ページから入りますが、1番下段の方で委託料、電算システムの運用開発委託料の中で、説明の中でこれからの健康についての健康ポイント制とか何とかいう説明がありましたけども、それについてのより詳しい中身をお願いしたいと思っております。次めくって、1番上段のごみ処理費の所の434万1,000円、全員協議会でちょっとお聞きしたんですけども、この件についての内容、特にまた公園が整備されるような計画も我々も知ってる訳ですけども、ちょっとそれについて関係あるのか、この予算が、その件についても関連しながらお聞きしたいと思えます。それと6款の農業振興費の中の委託料390万円、百合野農道っていうんですかね、その説明がありましたけども、どの付近のどういう形で改良していくのか。それとその下の方の土木費の200万円、町道改良の中でJRの百合野踏切の改良とお聞きしたんですけど、どういう所で、どういう具合に変わっていくのか、安全面とか。それと1番下段の公園、300万円。今、よく公園の整備について希望等々がありますけども、どういう所でどれ位な形で整備されていくのか、ちょっとその点、2、3点ありますけど、よろしくお聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは議員の質問にお答えします。ポイント制についてなんですけども、これは平成30年度からの新規事業として考えております。目的を、歩く事等の健康づくりをした方にインセンティブを付与して、元気になってもらおうという事業になります。そしてプラス健康無関心層の掘り起こしという事で、あまり健康に関心がない方を、この付与を与える事で参加してもらおうという事業になってます。参加の対象者を一応20歳以上と考えております。実施期間を平成30年度から3年間を予定しております。最初の参加規模は800人、3年目に2,000人規模を考えております。このインセンティブっていう事なんですけども、例えば歩く事によってポイントを獲得する。役場が行う健康に関する講演会とかに来ていただいて、またポイントを獲得するというように、いろいろな健康づくりに参加する事でポイントを貯めてもらいます。その貯まったポイントに対して、まだ決定はしてないんですけども、例えば町内の商品券であったりとか、そういうようなインセンティブを与えるっていうふうな流れになります。そして、いつの間にか健康になってるっていうような事業を目指していきたいと考えております。その為に最終2,000人とかしておりますので、個別の管理が非常に大切になってきます。個人の情報であったり、ポイントの管理、そして交換した物の管理、こういうのをシステムを通して管理していきたいと思っておりますので、今回の補正の方で上げさせていただきます。以上です。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

14、15ページの1番上段のごみ処理費の負担金について御説明をいたします。まずこの負担金の中身ですけれども公園の工事に伴う費用は含まれておりません。内容といたしましては、本年度法改正によってクリーンセンターの方に従事をしていただいております短時間労働者の方、11名分が該当しますけれども、この方々の社会保険料を新たに負担することになった為に補正をしたものでございます。もう1つが新たに今年度よりごみの中に含まれるスプレー缶、整髪料とかいろいろございますが、自動で穴を開ける機械を新たに購入するもので補正をさせていただくこととなっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

15ページでございます。6款農林水産業費1項3目農業振興費の13節委託料、地籍測量図等作成業務委託料の390万円でございますけれども、これにつきましては、もう既に整備済みでございますけれども、和楽団地の北部、1番上側を起点としまして、高田ふれあい農園を經由いたしまして、百合野第2団地までを結ぶ延長1,742メートルの農道百合野線ということで整備をしてきておった訳ですけれども、合計は75筆の用地買収を行って道路を築造してまいってきておりましたけれども、その内、11筆につきましては、現在も登記がなされていないというのが状態となっております、早期に登記の完了を図る為に今回補正をお願いを申し上げます。委託内容につきましては、この登記に必要な地積測量図の作成の為に分筆測量を実施させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

8款2項3目15工事請負費の町道改良舗装工事費200万円でございますが、これは議員御指摘の通り百合野踏切の工事費でございますが、当初予算で1,000万円計上させていただいて、今工事を進めているところでございますが、踏切部分が現在アスファルトでございますが、JRの鉄道と言いますか、鉄の部分。あそこに歩行者が行くと滑りやすいということがございまして、ここの部分をゴム製の物に変更をしたいというふうに考えております。長与はなかなか無いんですが、長崎のブリックホールの踏切の所がちょうどゴムで全然滑らないような感じになっております。そういうふうな感じに変更して、子供を抱いて滑らないように、子供も滑らないように安全面を確保したいということで、今回計上をさせていただいたところでございます。

それと1番下の8款5項5目15工事請負費、公園整備工事費300万円でございます

すが、この分につきましては遊具の方の補修を何か所かしたいというふうに考えております。早急に滑り台とか、例えばブランコであるとか、こちらの方の補修を本年度やっていきたいということで今回計上させていただいておるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

今、御回答があった所の公園整備工事についてお聞きいたしますが、現在、各地区の公園を補修の為でしょうか、囲いをしてると思うんですけども、あれは工事自体はいつから始まり、どのようにいつ終わるのか、その辺りをお知らせください。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

94公園ございますが、この中で36公園、遊具といたしまして70何か所かの遊具を今現在、プラスチックのフェンスで囲ませていただいております。この分につきましては、子供の安全面を確保したいということで、ちょっと遊具の錆びがひどいという所も結構ございましたので、現在、囲ませていただいております。その70何か所全てはなかなか難しいと思いますが、例えば1つの公園に2つ遊具があって、どっちともフェンスで囲まれてるという所については、どちらか一方だけでも修理をしてフェンスを外して、どうぞ遊んでくださいというふうにしたいと考えております。

大体時期的には10月位から工事を始めまして、年度内に全部は無理だと思えます。何か所かは開放して皆さんにお使いいただきたいというふうに考えておりますが、時期的には年度末まで。箇所数につきましては、今の時点ではまだ想定は出来ませんが、出来るだけ多くの遊具を開放していきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

理由は分かりました。10月から今年度末という約半年間ぐらい使えない可能性もありますので、自治会の方からもちょっと苦情が出てまして、その使えない間、子供たちはどうするんだというふうな御意見もありました。それから自治会の方にも全くその囲いをするのに当たって連絡も何も無いので、それはどうしてなんだというような御意見もありましたので、その辺りをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

自治会の皆さんには前段と言いますか、先にお示しをして囲いを囲んでしまったとい

うことは大変申し訳ないと考えておりますが、私どもとしましては、まずは子供の安全と。先に安全を確保と思ったものですから先に囲いをさせていただいたところがございます。これから自治会の方、当然、先程言いました、2つ止まっておれば1か所だけとお話をさせてもらいましたが、その分については当然、自治会の方とお話を今後させていただいて、どちらが良いのか、例えばこっちは滑り台が良いよということであれば、そちらの方を先にといいうな感じで、これから自治会の方と十分協議をさせていただいて、修理をする遊具の方を決めさせていただいて、開放していきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それでは、私も事項別明細書で12ページ、13ページの3款民生費の所で20節の扶助費、子ども医療費についてお尋ねしますけれども、これは福祉医療費の対象拡大によるものではないかと想像するんですけれども、まずそうなのかっていうことと、中学生までの入院まで対象が拡大されると伺いましたけれども、年間どの位の支出を見込まれているのか。予算と該当するのちよっと分かりませんが、そこも関連してお答えください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回計上させていただいてる子ども医療費の分は、中学生の拡大分だけではなくて、小学生の不足の部分も一緒に合わせて計上をさせていただいております。中学生の入院の分につきましては、試算をしているのが全体で249万2,000円を見込んでおりまして、今年の10月からということで、その半分の124万7,000円が対象拡大分、それから残りの1,000万円程度が小学生の不足分ということで計上させていただいております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第53号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第6、議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第54号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第7、議案第55号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第55号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけること

に決定いたしました。

次に日程第8、議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第56号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第9、議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第57号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第58号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第58号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第11、議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第59号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第12、議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第60号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけること
に決定いたしました。

次に日程第13、議案第61号平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第61号は、会議規則第46条第1
項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけること
に決定いたしました。

次に、日程第14、議案第62号平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決
算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第62号は、会議規則第46条第1
項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思
います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第63号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第64号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算

の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第65号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第66号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第19、議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第67号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第68号平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第68号は、会議規則第46条第1項の規定によって9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は9月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第21、議案第69号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第69号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第69号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり適任とされました。

次に日程第22、議案第70号長与町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

廣田敬子氏ですが、人間性、人格共に申し分ないのですが、氏は時津公民館の館長ではなかったかなと私は記憶をしております。ちょっと読んでみますと、委員は地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員または地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることが出来ない。いわゆる兼職の禁止を地教行法の第6条で定めております。公民館の館長はこれに当たるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員ご指摘の公民館の館長は、こちらの方には抵触しないということで、今回、廣田委員を推薦しております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

抵触しないという考え方の根拠になる法律はございますか。もう1つ、公民館の館長をしておれば、当然そちらが優先になります。御案内のように学校訪問等々ある時に、

何人かでまとまって行きますよね。そういう時に大丈夫なのかなっていう感がいたします。その2点についてお願いします。

○議長（内村博法議員）

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

大変申し訳ございませんけども、ちょっと確認をさせていただきたいので、お時間をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

それでは45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。答弁をお願いします。

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

大変申し訳ございませんでした。今回の廣田氏は、私どもみたいに再任用職員ではなく非常勤職員ということで、今回の教育委員会の任命につきましては支障がないということで確認を取りました。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それは重々私も承知しておりますが、法的根拠を示して下さいと申し上げました。それと兼職の禁止という事で、短時間勤務はこれに当たるんですね。短時間勤務でも兼職して良いんですかっていう事をお尋ねした事であって、その法的な根拠は何条の何項に書いてあるのかっていう事をお聞きしてるんです。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回の公民館長との兼職が良いのかどうかっていう事なんですけれども、こちらの方が地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限の中で、廣田氏の方が時津町の方に許可を受ければ、教育委員として、地位を兼ねる事が出来るっていうふうになっております。現在のところ、きちんと許可も得ておりますので、支障ないっていう事で思っております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

お互い、向こうは向こうの館長としての大事な職責を持つて居る訳ですね。それは短時間か何かよく分かりませんが、我が町における教育委員というのは、そう簡単なものじゃない訳ですね、大事なものです。だから、そういうところを考えていくと本人の自覚とか何とかじゃなくて、今から、これからの長与町の教育を一生懸命皆さん方も懸念して言うて居られる訳ですね。いじめの問題とか、そういう中で西岡議員も心配しとったですけども、いろんな形のこれからの教育行政に一丸となっていく中での支障がないかという質問が出ておりましたけれども、農業とか何とかの兼職じゃなくして、相手方のやっぱり地方公共団体におられる、それを兼務すると、なかなかちょっと私も聞いて懸念する訳ですけども、やっぱりそういうところよく審査されて教育長としてもお願い事したのか、ちょっと懸念する訳ですけども、ちょっとその点どうなんですか。それこそ我が町における教育行政において支障が発生しないのか、私はそれが心配する訳ですけど、どうなんですかね。ちょっとそこんところお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

まず、廣田氏にお願いに行く前に、時津町の教育長の方にもお願いをして、こういう形で廣田氏をお願いしたいということで御了解を得た挙句に、廣田氏にお話をさせていただいて長与町の為に御尽力いただけないだろうかということ。議員心配されてるように、今、公民館の館長もされてらっしゃいまして、そちらの方でもいろいろな仕事をされてらっしゃいますけども、是非、人望厚き人でございましたので、協議をさせていただいて御了解をいただいたところでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

それは了解受けたか分からんけど、向こうは向こうでやっぱり一生懸命される訳です。当然ですからね。しかし、私が心配するのは長与町の教育行政において、これから大事なその役目をされていかれる訳ですから、他の方も一緒になって。そういう時に我が町における教育行政に対する仕事をしていく中で、私は支障が出てくるような気がするから大丈夫なんですかって、兼職の何とかに触れないという、それはもう良いか分からんけども、実際、我が長与町におけるその教育行政に支障が出ないのかっていうのを心配して居るって言うて居る訳ですね。それは出ない訳ですかね。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

私どもといたしましては、支障はないというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は御本人をよく存じ上げませんので、大変素晴らしい方だと、上程されてますから素晴らしい方だと思うんですけど、確認を1つだけ取っておきたいです。それは反対、賛成の判断基準の中で、法的に抵触をしないという確実なお言葉をいただければ、別に私は問題ないと思うんですよね。だから、それについての御回答をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先程、条項の方は、ちょっと説明をさせていただいたんですけども、たぶん西岡議員が言われてるのは、私どもが退職して再任用で公民館とかに短期でいたり、長期行ったりする事がございますが、再任用で行った場合は短期であろうがそれは出来ないようになりますけども、今回の廣田氏に関しましては非常勤職員という形での採用をされていらっしゃいますので、その分に関しては該当をしないということで確認しました。

○議長（内村博法議員）

他に、質疑ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、いろいろやりとりがあってるんですが、時津町の公民館の館長をされていて、この任務も引き続き行われながら、法的にはクリアしてるという事ですが、これもやりながら新たに長与町の教育委員会もするとなりますと、今、次長の方は、支障はないだろうということですが、仮に時津町の公民館の業務と長与町の教育委員会の任務との日程的に重なった時に、どうこれをやる。どちらか優先しないと、体は1つなので出来ませんので、この時にどういうふうに対応をするというような話し合いがなされたのかどうか。その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

当然、今、公民館の館長をされてらっしゃいますので、通常の平日での会議に関しましては、ちょっと打ち合わせもさせていただいて、週の内にお休みが1日ございますので、それを1か月に1度行っております教育委員会、日程等もそれで合わせて休みを入

れていただく。うちの職員でも短期職員が水曜日は休みというような形になってますけども、その曜日を変えていただくとか、そういうことによって平日の教育委員会等には出ていただくようなお話もさせていただき、土日の行事関係は、バッティングした場合には、その時にはちょっと内容によってはお休みする事もあるかもしれませんが、その辺についてはある程度お話をさせていただきました。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

少し関連します。教育委員会の会議っていうのが、緊急性の会議というのも多分あるかなと思うんですよ。全国的にもいじめがあつたりだとか、ああいう時にやっぱり教育委員が集まって、協議をする場というのが多分あると思うんですよ。その時に館長業務をしてると、なかなか来れない。教育委員、今5人でしたかね、教育長も含めて。そうになると向こうの仕事は途中で放り出して、教育委員会に参加出来るというふうなことも出来るのかなんですよ。単純に出来ないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうに検討されてるのか。やむを得ない時は欠席、場合によっては体調不良で欠席する教育委員もいらっしゃるかもしれませんが、それはもう本人の体調の問題でしょうから。他に仕事があるから参加出来ないというのは、やはりそういう教育委員として、果たしてどうかなというふうにちょっと懸念するところであります。だから、そこら辺が十分協議がされてるのかですね。もう1つ、この議案を提案される時に履歴っていうか、職歴を報告されましたよね、町長の方から。その時に現在公民館長だというのは説明されましたか。ちょっと聞いてないような気がするんですけども。説明されなかったら、なぜ説明してないのかなと思ひましてですね。ちょっとそこも含めてお伺いしたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

まず、最初の緊急な場合の教育委員会、それはどうしても他の委員も同じですけども、急遽お集まりをお願いした時にお仕事をされてる委員、他にもいらっしゃいますので、それはなかなか必ずしも出て来られるかというのは、どの委員に合わせてもそれは出来ない部分があるかと思ひます。それと今回の御提案をさせていただいたところの説明の中に、現在の職業を入れてなかったのは、故意にどうのこうのということじゃなくて、今までの教育に携わって来た事の御案内をしたいということで、学校どちらの方にいらっしゃったとか、そういうものだけをさせていただきました。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

西岡議員。

○9番(西岡克之議員)

私は反対の立場で討論いたします。先程からの質疑の中で明らかなように、他自治体の社会教育の推進を行うべき立場の方が本町の教育全般の推進を図るというのは、いささか違和感を感じると共に、本町教育の任に当たる人材不足を露呈しているのではないかと思います。

よって本案は反対をいたします。

○議長(内村博法議員)

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第70号長与町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって本案は原案のとおり同意されました。

次に日程第23、議案第71号長与町教育委員会の教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

安藤議員。

○6番(安藤克彦議員)

人事案件につきましては、私たちは本人の調査をする機会はございませんので、何と
いうんですか、執行部側から提案されたのをほぼ信じるしかない訳ですけども、先程
の70号議案の中では、やはりこういった事は露呈されました。露呈というか、現実
にありましたので、まず、この方のいわゆる現在はどのような職ですね、過去の歴につ
いては説明があったんですけど、現在どのような形でお仕事されている、あるいはどうい
った事をされているのかっていうことをもう少し詳しく説明いただけませんかしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

仁田氏に関しましては、専業主婦でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号は会議規則第39条第3項の規定により、
委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第71号長与町教育委員会委員の任命についてを採決いた
します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

なお、13時15分より全員協議会を会議室で行います。議員の皆様方はお集まりく

ださい。

(散会 12時01分)